

春日井市青少年女性センター運営委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市青少年女性センター（以下「青少年女性センター」という。）の円滑な運営を図るため、春日井市青少年女性センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、青少年女性センターの事業の運営について審議するとともに、必要に応じ、市長に対し意見を述べる。

(組織)

第3条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 利用者の代表者
- (2) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、前条第2項第1号の委員は、利用者でなくなったときに委員の職を解くものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は市民生活部青少年女性センターにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成2年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年5月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に春日井市青少年女性センター運営協議会委員である者の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、平成9年4月30日までとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。